

第 三 次
柏市芸術文化振興計画

平成23年度～平成27年度

柏市教育委員会

第三次 柏市芸術文化振興計画

目 次

I	はじめに	
1	計画の背景	2
2	計画の性格	3
3	計画の位置	3
	1 「柏市第四次総合計画」(後期)における施策	
	2 「柏市教育振興基本計画」における施策	
II	基本方針	
1	「公」と「民」	5
2	基本方針	6
III	事業展開	
1	芸術文化活動の情報発信と支援	7
2	人材の育成	7
3	舞台芸術	8
4	展示芸術	8
IV	長期方針・施策	
1	「芸術文化」策の限界と「文化振興」策への転換	10
2	文化施設の整備	10
	文化振興審議会 審議経過	11
	柏市文化振興審議会委員名簿	12

I はじめに

1 計画の背景

本市の芸術文化振興施策を円滑かつ効率的に実施するものとして、平成12年度に最初の「柏市芸術文化振興計画」を策定しました。その後、平成17年度に見直しを受け、第二次計画が策定されました。そして、最初の計画立案から10年が経過しました。

この間、世代交代とともに政治や経済、技術において大きな変化がありました。さらに芸術文化に対する意識も変化しつつあります。市民の文化に対する考え方や嗜好が多様化し拡散が見られます。

また、国政同様、地方財政は柏市においても厳しい財政状況にあります。予算上、これまでの流れのままの事業展開が困難な状況にあるといえます。市の事業の全面的な見直しや、事業の選択と重点化に取り組むことが求められています。

これは教育・文化面での予算編成においても例外ではありません。そこで、三次にあたる本計画では、財政的実態と乖離しないよう事業の重点化を意識し、現実的に実施可能な計画に配慮しました。

国においては、わが国の文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するために「文化芸術振興基本法」（平成13年）を制定しています。その中で、地域の文化振興について、次のような施策を地方に求めています。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地域における文化芸術の振興）

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地方公共団体の施策）

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

2 計画の性格

本計画は、平成23年度から平成27年度の5カ年間を計画の対象としています。計画策定にあたっては「第二次計画」を元に見直していますが、加筆・訂正等の更新にとどまらず、削除や新たな追加を惜しまず行いました。

また、本計画は、「第四次総合計画」における文化振興施策のうち芸術文化関連の内容を具体化するものとして位置づけられています。

3 計画の位置付け

①「柏市第四次総合計画」

柏市ではまちづくりの基本となるものとして、「柏市第四次総合計画」を策定しています。この計画は「基本構想」「基本計画」「実施計画」からなる三層構成となっています。

「基本構想」は平成13年度から平成27年度までの15年間とし、「基本計画」は1期を5カ年、前期（平成13年度～17年度）、中期（平成18年度～22年度）、後期（平成23年度～27年度）の3期から構成され、「実施計画」は3カ年の計画として、隔年ごとに見直されます。

第一次計画は前期、第二次計画では、中期が該当しました。この三次計画は後期にあたり、「第四次総合計画」の最終期計画となるものです。

後期基本計画の概要は以下のとおりです。

第2章 学習・交流（人と交流が育まれるまち）

第3節 個性的な文化を守り多様な文化を創出する（文化・文化財）

1 文化の振興

■基本方針：気軽に参加したり触れ合える環境のもとで、市民が主体となった文化事業が市内各所で展開され、文化の賑わいが感じられるまちを目指します。

■特に優先的に進める取組み：市民の自主的な文化活動を支援します。

多くの市民が芸術文化に親しみ、興味や関心を高められるよう、市民自身の文化活動の成果を発表する機会や場の提供に積極的に取組みます。

■今後の取組み

- (1) 市民文化活動の推進と新たな地域文化の創出
- (2) 文化に親しむ環境の整備
- (3) 市民文化を担う人材の育成

②「柏市教育振興基本計画」

平成22年度から新たに「柏市教育振興基本計画」の策定を進めております。この計画では学校教育を中心に家庭や地域における教育活動も含めた子どもの教育にかかる分野を主な対象としています。

文化振興に関しては先行する「第三次柏市芸術文化振興計画」に施策を委ねて、計画最終年の平成27年度に見直しが行われます。

また、教育委員会では「教育施策」を毎年掲げこれに基づき各種事業展開をしてきました。この中で、文化に関する記述において「柏市芸術文化振興計画」に沿った施策を展開をしております。

教育目標では「市民を主体とした、文化の薫るまちを目指す」と掲げ、その施策を「市民の文化活動の支援と人材の育成」としております。

関連計画一覧

年度	柏市第4次総合計画			柏市教育振興基本計画	柏市芸術文化振興計画	備考		
	基本構想	基本計画	実施計画					
13		前期	1		第一次			
14								
15			2					
16					沼南町と合併(17.3)			
17			3		第二次			
18								
19			4					
20					中核市(20.4)			
21			5					
22								
23		後期	6	前期	第三次			
24								
25			7					
26								市制施行60周年
27								

Ⅱ 基本方針

1 「公」と「民」

戦後、社会教育関連三法（社会教育法（公民館）：昭和24年，図書館法：昭和25年，博物館法：昭和25年）が整備され，学校教育に対して社会教育という概念が定着する環境が整備されました。特に公民館の整備と普及により，成人教育という名のもとで，国民は公民館で多くを学ぶこととなります。人々は近くの公民館につどい，多くを知り，学び，公民館では必要とされる学習課題や求めに応じ，多種多様の講座等を計画，実施してきました。柏での文化芸術活動の始まりは，かつての公民館で発信した各種講座，講演会や実習，日頃の活動の成果の発表の場であった「成人学校発表会」（公民館まつり）や「柏市文化祭」であったといえます。

そして，「公」である公民館で行われてきた学習の場は，かつては（昭和の時代）ある意味で独占的市場でした。しかし，民間でもこの分野が市場として育ち，いまや，「公」の事業展開を超える，きめ細かな内容，丁寧さを誇る盛況を呈しており，この状況下において，「公」も相応の変化をできてきております。

こうした中，文化芸術活動への市民の求めも更に細分化・高度化してきており，文化芸術事業の主催者は，「公」から，「民」である住民，文化芸術団体，企業等に大きく変化してきております。これまでの流れのままではなく，両者は協力，共生関係へ移行する時期か，あるいは新しい発想で動き出す時期を迎えていると思えます。

今後の文化活動は「民」「公」のどちらが主か従ではなく，むしろ「民」を主導，先行として捉え，その動向により「公」は舵取り，方向付けの役割を担う構造であってもいいのではないのでしょうか。その上で，文化活動の過不足を補う取り組みや，「公」でなければできない取り組みを行い，その中に「柏」の文化の地域性や特性を見出せればと考えています。

2 基本方針

(1) 市民の芸術文化活動の支援

柏市内には音楽、演劇、美術、書道をはじめとする様々なジャンルの芸術家、さらにはその関係者が多数在住しています。これらの人材を発掘し、柏市の財産として把握することにより、芸術文化の振興に役立てます。

また、市民の芸術文化活動に対して補助金を交付し、また文化振興基金からは助成金を交付するなど、行政による財政的な支援体制は徐々に整備されつつあります。文化振興基金の制度については趣旨を多くの市民に知らせ、基金原資の増額のため、寄附金の呼びかけに努め、活用についても充実策を検討していく必要があります。

このためには、個々の寄付金が活動の助成金となり循環していることを実感できるような工夫を検討する必要があります。

(2) 文化振興を担う人材の育成

これまでは、柏に由来する芸術文化関係者による公演や展示等が公私を問わず行われており成果も上がっておりますが、「今見つかる文化的な人の資源」を展開（公演、展示等）するだけでは、資源を使う（消費）ばかりです。今後、柏の文化活動を担うことになる人材の育成や、若い芸術家、作家を支える（支援）試みに着手しておくことも必要です。

(3) 柏らしさの創出・演出

文化事業が入場者数や収支のみで評価されるばかりでは、主催者はその事業の意味や意義を見失い、その意義を説明する力を失いがちになるものです。それを乗り越えて計画・主催するには、その地域性や特殊性等に傾倒することに方向性が見出せます。そして、そこに、市が主催する意義を見出せ、柏らしさが生まれてくると考えます。

Ⅲ 事業展開

1 芸術文化活動の情報発信と支援

個人で芸術を楽しむ、あるいは団体同士が交流するためには、そのもととなる芸術文化関係の情報が重要です。また事業を活性化するためには、その広報・宣伝活動はきわめて重要です。

現在、「広報かしわ」をはじめ様々なメディアから多くの情報を得ることができますが、特に急速に普及・定着しつつあるインターネットの有効活用が重要と考えられます。単なる便利な情報伝達装置を超えた、インターネットそのものが文化的存在ともなりつつあります。

文化課では平成17年5月に柏市のホームページ上に文化課の情報として「文化ナビ」を立ち上げましたが、さらに文化発信の核となるような充実を図る必要があります。

文化事業の後援や共催という手続きで得た市民の文化活動の情報等をホームページで発信していきます。文化事業を担う部署が文化情報の発信源であるとともに集合場所にもなることが必要です。

支援策として文化振興基金を活用した助成金や芸術文化活動補助金などの助成を行っていきます。市民の自主的な芸術文化活動を盛んにするための施策として、これらの制度の拡充が有効であると考えられます。

2 人材の育成

柏市立柏高等学校の吹奏楽部はこれまでに多くの全国コンクールで入賞し、その知名度や実力は全国的な存在で、また市内各行事での活躍は多くの市民の知るところです。また、市内には多くのアーティストが在住しており、これらを「柏市の文化資源」の一つとして位置づけ、これを支え、生かした事業を行います。

①「かしわ塾」管・打楽器音楽教室

市内の小・中学校の吹奏楽部、音楽部、管弦楽部に所属する小中学生を公募し、柏市立高校吹奏楽部員とともに管・打楽器の練習方法を学び、その成果を発表するワークショップを実施します。

②中学校音楽鑑賞教室

県内で唯一のプロオーケストラである「ニューフィルハーモニーオーケス

トラ千葉」を市内の各中学校に招聘し、クラシック音楽を鑑賞するものです。市内の中学生は在学中に一度は生のクラシック音楽を体験することができます。これにより音楽に対する新たな、あるいは潜在的な興味を引き起こすきっかけとします。

③市内在住アーティストとの交流と支援

市内には多くのアーティストが在住しており、柏市にとって大切な財産です。これらのアーティストの市民、さらには行政との交流は芸術文化の振興に大きな力となるものであり、発表の場を提供するなどの支援をしていきます。

3 舞台芸術

①市民音楽愛好家（アマチュア）の支援

音楽関係の活動にかかわっている市民はかなりの数に上るとみられます。それらの活動を支援していくこと等により、音楽関係活動の興隆をめざします。

②市民参加型事業の企画

市民が参加し、自ら出演者となる事業についても取り上げ、参加意識を醸成していきます。

③柏市文化連盟との協働

文化連盟の洋楽・邦楽部門では、それぞれの団体内で活発な活動が行われています。これらの団体の協力を求め、文化事業を進めていきます。

4 展示芸術

① 発表の場の提供

市内の民間のギャラリーの他に、柏市民ギャラリーをはじめ、中央公民館の市民美術サロン、沼南公民館の多目的ホール、アミュゼ柏のプラザ、さらにはさわやかちば県民プラザの県民ギャラリーなどの展示環境が整備されています。

特に柏市民ギャラリーの存在は、市民の作品発表の場所として普及したところで、利用申込の多い施設となっています。今後もこれを維持し、常に質の高いより魅力的な施設をめざしていきます。

市主催の発表機会として、柏市文化祭などの場を提供してきており、多くの市民が参加していますが、民間では公募美術展、若手芸術家やベテラン作

家の個展が活発に開催されています。「公」である市の役割りを見極めるため、これらの動向を常に把握していくことが必要です。

② 柏に由来の美術作品の収集と展示

著名な作家をはじめ、これまで郷土作家展を通じて郷土にゆかりのある作家、あるいは郷土出身の作家の作品を紹介してきたところですが、今後も引き続き新進、ベテランを問わず郷土作家を発掘していきます。

また、市に寄贈され教育委員会で保管管理をしている美術品は約800点になります。これらの作品の展示の機会を見つけ公開していきます。

なお、市への美術品等の寄贈は平成10年に公共性と適正化を確保するため「柏市美術品等収集検討会」を設け受入を審査することになりました。

③ 郷土資料展示室

平成20年8月8日から沼南第1庁舎2階に、「柏市郷土資料展示室」を開設し、文化課で所蔵している古文書をはじめとする歴史資料、発掘調査による埋蔵文化財資料、*砂川コレクションの公開を開始しました。現在年3回の企画展を行っています。

資料や作品の保管、維持管理と収集活動の充実を図り、博物館施設と同等の内容を目指していきます。

*故砂川七郎氏が収集した芹沢銈介作品627点、棟方志功作品28点から成り、平成7年に柏市に寄贈されました。

IV 長期方針・施策

1 「芸術文化」策の限界と「文化振興」策への転換

「芸術文化的」事業は教育委員会に限らず、いまや商工振興課（観光）、市民生活部、保健福祉部などの部署の事業において数多く見られるようになり、それらは市民にも自然に浸透しているものと思われれます。そして、市民にとってはそれがどこの部署の仕事であるかよりは、如何に魅力的であるかが関心事といえます。

これまでのように、文化振興に関する事業を行ったり、施策を実施するのは、教育委員会での芸術文化担当部局だけでは成り立たなくなってきたと考えられます。このような状況に対応するには、行政の縦割りを超えて横断的に施策を行える、中心となるべき部局を設置するなどの大きな見直しが必要となっていると考えます。

2 文化環境の整備

(1) 市民文化会館の整備

市民文化会館については、昭和47年の開館以来38年以上が経過し、老朽化に伴う補修工事を毎年実施しなければならない状況となり、施設の古さが浮き彫りとなっています。

さらに、施設設計の古さ故に、高齢者、障害者等に配慮した改修が必要となっています。

(2) 市民ギャラリーの維持と整備

昭和54年に東武柏駅ビル8階という非常に恵まれた場所に開館し、現在では市を代表する展示施設として認識される存在となっています。開館以来据え置きのままの使用料や設備の不具合等の課題を解消し、今後も市民の作品発表の場として魅力的な質の高い施設として維持をしていく必要があります。

柏市文化振興審議会 審議経過

第一回会議：平成22年4月23日（金）

- ・文化課事業報告
 - ・文化課予算説明
- 「第三次柏市芸術文化振興計画」について

第二回会議：7月30日（金）

- ・柏市民ギャラリーの使用料について
- ・「第三次柏市芸術文化振興計画」について

第三回会議：9月21日（火）

- ・「第三次柏市芸術文化振興計画」について

第四回会議：11月29日（月）

- ・「第三次柏市芸術文化振興計画」について

第五回会議：平成23年1月28日（金）

- ・「第三次柏市芸術文化振興計画」について

・平成23年2月15日号

広報「かしわ」、Webにて、「第三次柏市芸術文化振興計画」（案）
パブリックコメントを募集

第六回会議：3月25日（金）

「第三次柏市芸術文化振興計画」の答申

柏市文化振興審議会委員名簿

平成23年3月31日 現在

	氏 名	所属 又は 役職
会 長	石 戸 孝 行	京北ホール代表
副会長	小 室 圭 子	元東京音楽大学講師
委 員	田 中 勇 二	柏市文化連盟副会長
委 員	浅 野 正 子	柏市文化連盟顧問
委 員	乾 靖 子	サークルあんだんて代表 柏市文化連盟副会長
委 員	宮 本 良 美	子どもの文化連絡会長
委 員	鶴 信 彦	読売・日本テレビ 文化センター柏支配人
委 員	中 村 勝	中村順二美術館長
委 員	鈴 木 昇	ギャラリーヌーベル社長
委 員	兒 山 紀 芳	ジャズ評論家
委 員	塚 田 一 彦	日本劇作家協会会員 劇団「朝の会」主宰
委 員	吉 田 良 一	公募委員

(順不同)

任期：平成21年6月1日～平成23年5月31日

第三次柏市芸術文化振興計画

発行年月日 平成23年 4月 1日

編 集 柏市文化振興審議会
生涯学習部文化課

発 行 柏市教育委員会

〒277-8503 千葉県柏市大島田4-8-1

TEL 04-7191-7403 FAX 04-7191-8484

<http://www.city.kashiwa.lg.jp/>
